

川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 4 号

川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則の一部を改正する 規則

川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則（平成１７年川崎市規則第７２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「（市長事務部局の職員に限る。以下「職員」という。）」を削り、「川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和５年川崎市規則第１３号）」を「これらに基づく規則その他の規程」に改める。

第３条第１項中「市長事務部局における」を削る。

第４条第６項中「総務企画局職員」を「総務企画局の職員及び市長以外の実施機関の職員」に改める。

第５条第１項から第３項までの規定中「市長」を「実施機関」に改める。

第１５条中「市長が」を削る。

第１９条第１項中「市長」を「実施機関」に改める。

第２０条中「市長」の次に「及び他の実施機関」を加える。

第２３条中「市長」の次に「又は他の実施機関」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。